

HOKUMON SHINKIN BANK
**REPORT
2019**

令和元年度上半期
北門信用金庫の現況

2019年4月1日≫9月30日

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども北門信用金庫に格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

本誌は、当金庫の2019年度上半期における仮決算主要計数・重要指数、トピックス等についてまとめたものであり、ぜひご高覧いただき当金庫へのご理解を深めていただければ幸いです。

今後も全てのお取引先に目を向けた営業に徹し、地域の皆さまから信頼され、必要とされる金融機関であり続けるため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2019年11月

北門信用金庫の概要 (2019年9月30日現在)

名 称	北門信用金庫
本店所在地	北海道滝川市栄町3丁目3番4号 TEL : 0125-22-1111 (代表) http://www.shinkin.co.jp/hokumon/
創 業	昭和24年2月8日
出 資 金	4億6千3百万円
会 員 数	14,125名
預 金	2,638億円
貸 出 金	1,081億円
店 舗 数	25店舗
常勤役員数	252人(出向職員・パート等38人含む)
自己資本比率	14.30%



地域と共に永遠に歩みつづける北門信用金庫の基本理念を象徴したものです。

地域社会と地縁性の強い信金が、互いにガッチリと腕を組んで進む姿を、そして上方に伸びる線は限りない発展を植物の生長になぞらえてシンボライズしたものです。

目 次

ごあいさつ・北門信用金庫の概要・目次	2
北門信用金庫と地域社会	3
預金・貸出金の状況	4
自己資本の状況・損益の状況	5
不良債権の状況(金融再生法ベース)	6
有価証券の時価情報	7
自己資本比率規制(バーゼルⅢ)による定量開示【単体】	8~9
中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	10
金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について	
主なトピックス 2019年度上半期(4~9月)・創業70周年記念事業	11

※本開示に記載の金額・比率は全て単位未満を切り捨てて表示しております。

※金額の表示は、単位未満の金額は「0」、該当金額がない場合は「-」と表示しております。

※2018年9月末、2019年9月末の計数については、当金庫が任意で開示しているものであり、監査法人の監査は受けておりません。

北門信用金庫と地域社会



お客さま・会員の皆さま

- 企業支援室
2019年度再生支援先 16先
- 地域総合相談室
2019年4～9月
創業・新事業支援先 3先16百万円

地域貢献活動

支援サービス

その他の資産運用

有価証券 89,538 百万円
預け金等 77,210 百万円

お客さまからお預かりした預金積金は、貸出金の他に一部を有価証券や預け金により運用しております。

有価証券は、格付の高い公社債等で運用し、預け金は信金中央金庫の定期預金を中心にリスクに配慮した安全運用に努めております。

貸出金
108,189 百万円

経営方針

地域のみなさまと共に歩み、
地域の発展のためにつくします。

当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

出資金

出資金 463 百万円
会員数 14,125 名

預金積金

263,800 百万円

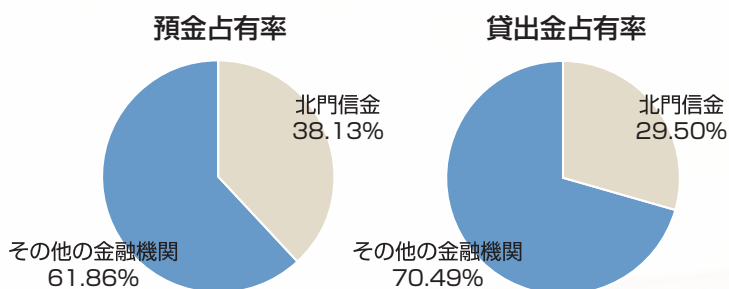


北門信用金庫

常勤役職員：252人
(出向職員・パート等38人含む)

店舗数 25店舗
経常利益 179百万円
当期純利益 99百万円

中空知地域の占有率



当金庫が指定金融機関となっている市町

- ・滝川市
- ・歌志内市
- ・奈井江町
- ・浦臼町
- ・上砂川町
- ・新十津川町

の2市4町

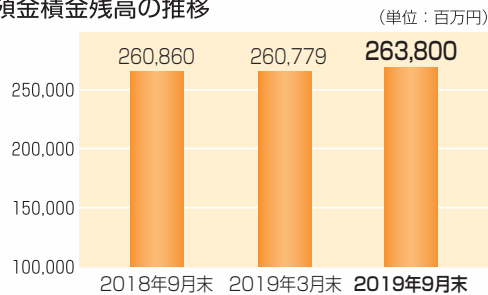
※各計数は2019年9月30日現在

預金・貸出金の状況

● 預金積金残高の推移

預金積金残高 **2,638億円**

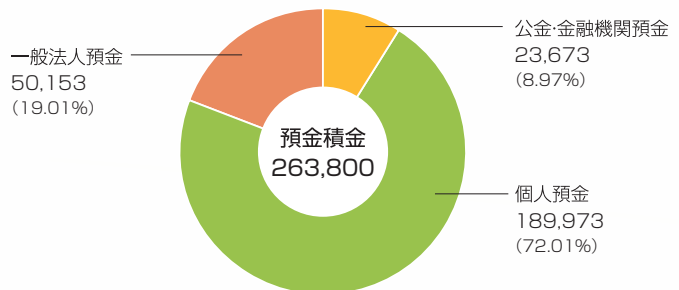
預金積金残高の推移



2019年9月末の預金積金残高は、個人預金、公金・金融機関預金で減少したものの、一般法人預金で増加し、全体では前年同期比29億4千万円(1.12%)の増加となりました。また、2019年4～9月期の平均残高は前年同期比24億81百万円(0.95%)の増加となりました。

預金人格別残高構成比 (2019年9月末)

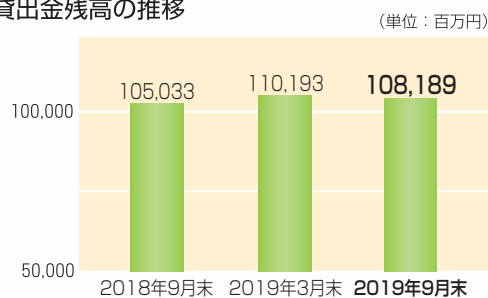
(単位：百万円)



● 貸出金残高の推移

貸出金残高 **1,081億円**

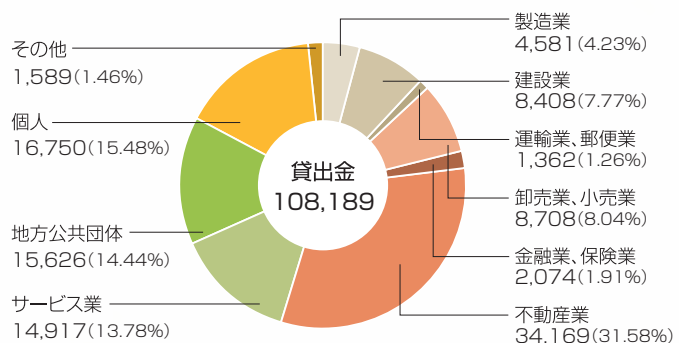
貸出金残高の推移



2019年9月末の貸出金残高は、個人向けで減少したものの、事業者向け、地方公共団体向けで増加し、全体では前年同期比31億55百万円(3.00%)の増加となりました。また、2019年4～9月期の平均残高は前年同期比34億34百万円(3.30%)の増加となりました。

貸出金業種別残高構成比 (2019年9月末)

(単位：百万円)



貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%、先)

業種区分	2018年9月末	2019年3月末	2019年9月末		
	貸出金残高	貸出金残高	貸出金残高	残高構成比	先数
製造業	4,420	4,460	4,581	4.23	140
農業、林業	116	137	161	0.14	45
漁業	2	2	4	0.00	2
鉱業、採石業、砂利採取業	343	215	460	0.42	6
建設業	8,252	8,062	8,408	7.77	505
電気・ガス・熱供給・水道業	773	864	898	0.83	3
情報通信業	59	86	64	0.06	10
運輸業、郵便業	1,090	1,233	1,362	1.26	83
卸売業、小売業	9,331	8,806	8,708	8.04	373
金融業、保険業	2,102	2,290	2,074	1.91	19
不動産業	30,233	33,691	34,169	31.58	476
物品賃貸業	1,438	1,335	1,363	1.26	18
学術研究、専門・技術サービス業	446	540	537	0.49	47
宿泊業	792	807	704	0.65	9
飲食業	1,167	1,194	1,043	0.96	94
生活関連サービス業、娯楽業	909	1,315	1,261	1.16	56
教育、学習支援業	18	23	20	0.01	6
医療、福祉	7,704	7,737	7,267	6.71	112
その他のサービス	3,153	2,926	2,718	2.51	158
小計	72,358	75,730	75,813	70.07	2,162
地方公共団体	15,599	17,684	15,626	14.44	9
個人	17,075	16,778	16,750	15.48	4,848
合計	105,033	110,193	108,189	100.00	7,019

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の状況

自己資本比率

14.30%

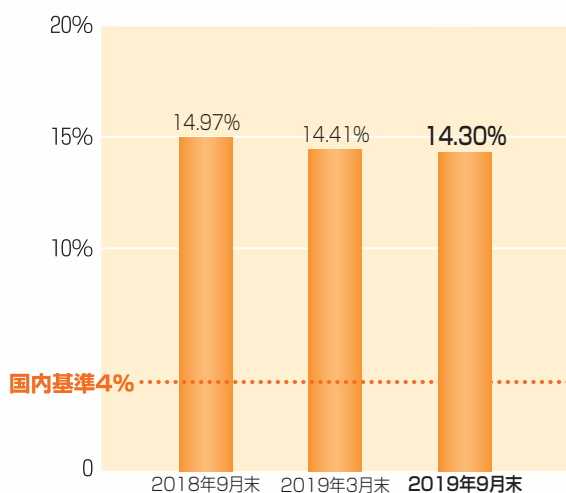
自己資本比率 (2019年9月末、単位：百万円)

$$\frac{\text{自己資本総額 (17,436)}}{\text{リスク・アセット総額 (121,882)}} \times 100 = 14.30\%$$

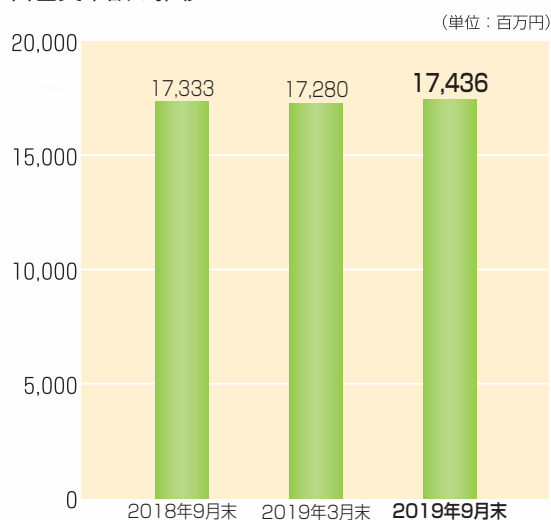
自己資本比率とは、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のある資産(リスク・アセット)に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関の健全性を示す重要な指標であり、比率が高いほど健全な財務体質であるとされています。

当金庫は、従来から自己資本の充実に努め、2019年9月末の単体自己資本比率は、14.30%と高い水準を維持しており、安心してお取引いただける金融機関であることがお分かりいただけると思います。

自己資本比率の推移



自己資本額の推移



2019年9月期の単体自己資本比率は、余資運用において収益確保のため事業債や外国証券の購入を進め、リスクウェイトの高い資産が増加し、分母となるリスク・アセットが増加したことから、前年同期比0.67%ポイント低下しておりますが、国内のみで営業を行う金融機関に求められる基準は4%以上であり、経営の健全性に問題はありません。

※自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については、8ページをご覧ください。

損益の状況

(単位：百万円)

項目	2018年9月末	2019年3月末	2019年9月末
業務純益	208	263	293
経常利益	201	369	179
当期純利益	159	282	99

※2018年9月末、2019年9月末の貸出金償却及び貸倒引当金は、簡便な方法により自己査定を実施しております。

【用語解説】

業務純益

貸出金や預金などの信用金庫の本来業務での収益力を示すもの。

経常利益

業務純益に株式等売買損益、個別貸倒引当金繰入などの臨時収益、臨時費用を加減したもの。

当期純利益

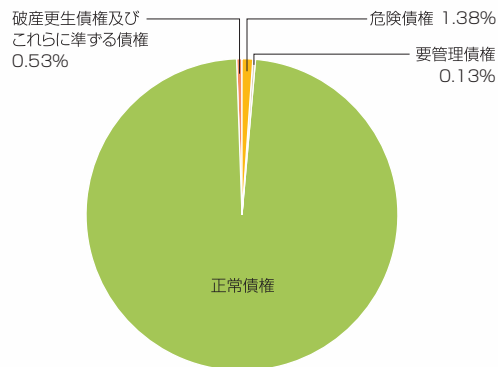
経常利益から特別利益・特別損失及び税金を加減したもので、最終的な利益となるもの。

不良債権の状況（金融再生法ベース）

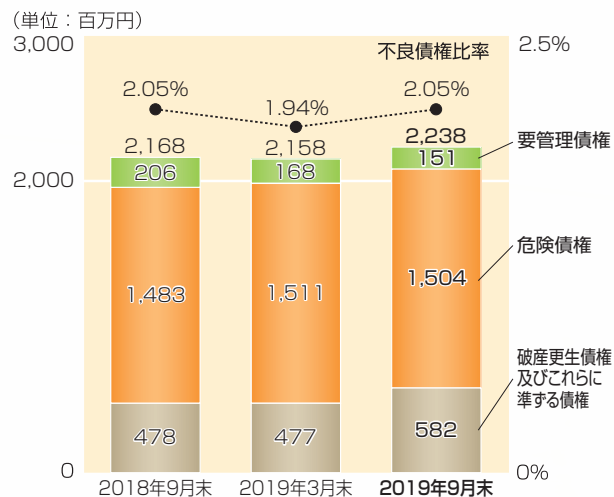
2019年9月末の不良債権（金融再生法に基づく開示債権）は、前年同期比7千万円（3.25%）増加して、22億38百万円となりました。

このうち担保及び公的機関の保証のあるものが12億22百万円、貸倒引当金として7億85百万円を計上していることから、保全率は89.66%、未保全額は2億31百万円となっていますが、万一の場合でも当金庫の自己資本額174億36百万円によって、十分に補填できる体力が備わっております。

金融再生法開示債権構成比（2019年9月末）



金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位：百万円）

区 分	2018年9月末	2019年3月末	2019年9月末					
	開示残高	開示残高	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額 (c)	貸倒 引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	2,168	2,158	2,238	2,007	1,222	785	89.66%	77.24%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	478	477	582	582	346	236	100.00%	100.00%
危険債権	1,483	1,511	1,504	1,380	837	543	91.77%	81.44%
要管理債権	206	168	151	44	38	5	29.10%	5.21%
正常債権	103,552	108,529	106,763					
合 計	105,720	110,687	109,001					
不良債権比率	2.05%	1.94%	2.05%					

※2018年9月末、2019年9月末は簡便な方法により自己査定を実施しております。

※開示残高には、貸出金のほか、債務保証見返、未収利息、仮払金を含めております。

【用語解説】

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権

保全率

不良債権のうち、不測の貸倒が発生した場合に備えて、担保・公的保証及び貸倒引当金によって保全している割合

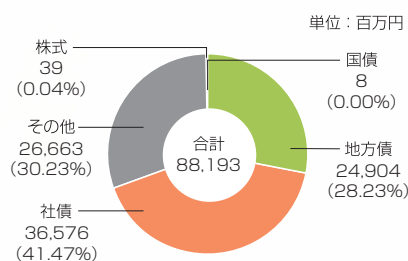
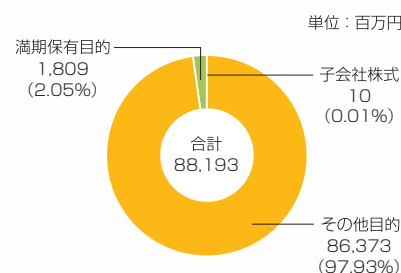
不良債権比率

開示債権全体に占める不良債権の割合

有価証券の時価情報

有価証券残高 **881億円**

当金庫の有価証券運用は、格付けの高い公社債等を中心に安全な運用に努めております。2019年9月末における有価証券は、13億88百万円の評価益となっております。

有価証券種類別残高 (2019年9月末)
(帳簿価額)有価証券保有目的別残高 (2019年9月末)
(帳簿価額)

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2019年3月末			2019年9月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,446	1,481	35	1,309	1,338	29
	そ の 他	500	516	16	500	513	13
	小 計	1,946	1,998	51	1,809	1,852	43
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		1,946	1,998	51	1,809	1,852	43

(注) 1. 時価は、基準日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は外国証券等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2019年3月末			2019年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	60,563	59,253	1,310	60,597	59,372	1,225
	国 債	8	8	0	8	8	0
	地 方 債	26,174	25,505	669	25,456	24,904	552
	社 債	34,380	33,739	640	35,132	34,459	672
	そ の 他	14,469	13,952	517	18,761	18,121	640
	小 計	75,033	73,205	1,828	79,359	77,493	1,865
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	3,391	3,441	△ 50	807	808	△ 0
	国 債	1,987	2,032	△ 45	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,403	1,408	△ 4	807	808	△ 0
	そ の 他	11,308	11,759	△ 450	7,522	8,041	△ 519
	小 計	14,699	15,200	△ 501	8,330	8,850	△ 519
合 計		89,732	88,405	1,327	87,689	86,344	1,345

(注) 1. 貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は外国証券等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月末	2019年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	29	29
合 計	39	39

自己資本比率規制（バーゼルⅢ）による定量開示[単体]

● 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2018年9月末	経過措置による不算入額	2019年3月末	2019年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,038		17,141	17,237
うち、出資金及び資本剰余金の額	467		466	463
うち、利益剰余金の額	16,570		16,693	16,774
うち、外部流出予定額(△)	—		18	—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	325		197	190
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	325		197	190
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	43		35	35
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,407		17,374	17,463
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	8	34	27
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	32	8	34	27
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	41	10	60	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	73		94	27
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	17,333		17,280	17,436
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	110,421		114,588	116,567
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,697		△ 1,716	△ 1,716
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)	8			
うち、繰延税金資産	10			
うち、前払年金費用	—			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,875		△ 1,875	△ 1,875
うち、上記以外に該当するものの額	159		159	159
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,309		5,314	5,314
信用リスク・アセット調整額	—		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	115,731		119,903	121,882
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.97%		14.41%	14.30%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2. 当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2018年9月末		2019年3月末		2019年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	110,421	4,416	114,588	4,583	116,567	4,662
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	111,134	4,445	107,751	4,310	110,978	4,439
ソブリン向け	526	21	300	12	300	12
金融機関向け	14,804	592	13,934	557	15,611	624
法人等向け	36,434	1,457	36,633	1,465	36,916	1,476
中小企業等向け及び個人向け	15,276	611	14,135	565	14,233	569
抵当権付住宅ローン	1,829	73	2,003	80	2,131	85
不動産取得等事業向け	21,963	878	25,266	1,010	26,448	1,057
3ヵ月以上延滞等	279	11	41	1	28	1
取立未済手形	8	0	10	0	18	0
信用保証協会等による保証付	529	21	559	22	554	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	3,478	139	56	2	54	2
出資等のエクスポージャー	3,478	139	56	2	54	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,005	640	14,809	592	14,680	587
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,580	183	3,877	155	3,877	155
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,716	68	1,716	68	1,716	68
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	393	15	260	10	290	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	9,314	372	8,956	358	8,796	351
②証券化エクスポージャー	871	34	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
S T C 要件適用分	—	—	—	—	—	—
非 S T C 要件適用分	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	84	3	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	8,553	342	7,305	292
ルック・スルー方式	—	—	8,553	342	7,305	292
マンドート方式	—	—	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	178	7	159	6	159	6
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,875	△ 75	△ 1,875	△ 75	△ 1,875	△ 75
⑥C V A リスク相当額を 8% で除して得た額	19	0	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	9	0	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	5,309	212	5,314	212	5,314	212
ハ. 総所要自己資本額（イ+ロ）	115,731	4,629	119,903	4,796	121,882	4,875

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

● 金利リスクに関する事項

【金利リスクの算出手法の概要】

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	2.5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及び前提	単一通貨の取扱いで該当ありません。
スプレッドに関する前提	割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重要な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません。
前事業年度末の開示から変動に関する説明	開示初年度であるため記載はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫では金利リスクをVaRにより管理しており、ΔEVE計測値については参考値として位置づけています。

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク		Δ E V E		
		2018年9月末	2019年3月末	2019年9月末
1	上方パラレルシフト		6,235	5,299
2	下方パラレルシフト		0	0
3	スティープ化		4,708	3,979
4	フラット化			
5	短期金利上昇			
6	短期金利低下			
7	最大値		6,235	5,299
8	自己資本の額		17,280	17,436

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。
なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（2018年9月末）は1,772百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、VaR（バリュー・アット・リスク）であり、当期9月末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業支援のための専門部署の設置

営業第二本部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業再生支援協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

● 中小企業の経営支援に関する取組み状況

経営改善支援活動

2019年度は「企業支援室」において、再生支援先として16先を選定し、経営改善コンサルティングを実施しております。

ビジネスマッチング支援

お取引先企業の商談・販路拡大支援として、商談会・ビジネスマッチング等への出展支援を行っております。

顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業の発展のお手伝いをしております。

地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。

● 地域の活性化に関する取組み状況

地域活性化事業に参画

滝川市の地域活性化事業（「滝川市産業活性化協議会」・「中心市街地活性化事業」）に参画しております。

地域情報紙「きたる(Kitaru)新聞」の発刊

地域活性化、地方創生に寄与するための取組みとして、空知・留萌管内のお祭りやイベントを紹介し、各地域の人達の交流等が図られることで地域活性化のお手伝いが出来ればとの趣旨から当金庫・北空知信金・留萌信金の三金庫合同で情報紙の発行をしております。

金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）への対応について

金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に各営業店（電話番号は裏表紙記載）または、営業第一本部（☎0125-22-1115）にお申し出下さい。

また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所（☎011-221-3273）、全国しんきん相談所（☎03-3517-5825）をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、営業第一本部にご相談下さい。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会（☎011-251-7730）、東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、札幌弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫営業第一本部にお問い合わせ下さい。

主なトピックス 2019年度上半期(4～9月)

4月

- 入庫式
- 浦臼支店・昼休み導入
- 女性職員の制服新調
- 信託契約代理業務開始
- 「しんきんらいふ終身保険FS<無告知型>」販売開始

5月

- 創業70周年記念植樹を実施
- 全店で花いっぱい運動を実施
- 岩橋英遠没後二十年特別展「道産子の魂 アトリエの英遠」開催に係る協賛金として滝川市へ100万円を寄贈
- 第16回「石狩川クリーンアップ作戦」へ参加 【写真①】
- 「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金」の販売実績等に基づき、(公財)そらぶちキッズキャンプへ200万円を寄贈 【写真②】

6月

- 献血運動に参加
- 第71期通常総代会

7月

- 住宅支援機構より延滞債務整理に係る感謝状受賞 【写真③】

9月

- 職員向け講話会・コンプライアンス勉強会を実施
- 「たしかわコスモスマラソン2019」へボランティア参加 【写真④】
- 「食のビジネスマッチングin滝川」の開催 【写真⑤】



創業70周年記念事業

当金庫は昭和24年2月8日の創業以来、おかげさまで70年を迎えることができました。これもひとえに、お客さま、地域の皆さまからのご支援の賜物であり、役職員一同心より厚くお礼を申し上げます。

今後も長年のご愛顧にお応えして、役職員一体となって創意工夫・努力を重ね、地域の皆さまから信頼され、必要とされる金融機関であり続けるため、一層努力を重ねてまいりますので、何卒倍旧のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

広報誌の発行

2019年1月に金庫外に向けた広報誌(PR誌)「お元気ですか?北門です。」を発行いたしました。札幌支店お取引先である株式会社たまゆらの会長、社長様と理事長との座談会を特集したほか、お取引先企業の紹介、本店新築移転、そらぶちキッズキャンプ等を紹介しました。

この広報誌は、元気会会員、各自治体や商工会議所、商工会、各営業店のお取引先へお届けしました。



記念植樹の実施

旧滝川市民スキー場跡地に桜の成長木40本を創業70周年の記念として植樹いたしました。



職員向け講話会の開催

北極冒険家の荻田泰永氏をお招きし、「北極冒険への挑戦」と題した講話会を開催いたしました。講話終了後には懇親会を開催し、役職員は親睦を深めました。



滝川市へ寄贈

岩橋英遠没後二十年特別展「道産子の魂 アトリエの英遠」開催に係る協賛金として、滝川市へ100万円を寄贈いたしました。



女性職員の制服新調

4月1日より、女性職員の制服を10年ぶりにリニューアルいたしました。新制服は、グレーのジャケットとスカートをネイビーに変更。チェック柄のベストにピンク、ブルー、パープルの3色のスカーフと白や水色など4色のブラウスを組み合わせ着用。動きやすさを重視し、お客さまに信頼感・親しみやすさを感じていただけるデザインを採用しました。



北門しんきんのネットワーク

●店舗網とATM設置一覧 (2019年11月1日現在)

店 名	所 在 地	電話番号	ATM取扱時間		
			平 日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
本 店	〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号	(0125)22-1111	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
ほくもんふれあい相談プラザ※ 本店一階 ☎ 0120-954-611 (営業時間: 10:00~18:00、休業日: 火・水・祝)					
滝 川 北 支 店	〒073-0018 滝川市朝日町西2丁目1番31号	(0125)23-1111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
二 の 坂 支 店※	〒073-0004 滝川市滝の川町東3丁目1147番地6	(0125)24-2111	8:45~17:00		
江 部 乙 支 店	〒079-0463 滝川市江部乙町東1丁目1番5号	(0125)75-2111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
赤 平 支 店	〒079-1136 赤平市本町1丁目1番地4	(0125)32-4111	8:45~18:00		
芦 別 支 店	〒075-0011 芦別市北1条東1丁目6番地9	(0124)23-1211	8:45~18:00		
砂 川 支 店	〒073-0141 砂川市西1条南1丁目1番14号	(0125)54-3311	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
歌 志 内 支 店	〒073-0403 歌志内市字本町91番地	(0125)42-3111	8:45~18:00		
奈 井 江 支 店	〒079-0313 空知郡奈井江町字奈井江町128番地	(0125)65-2311	8:45~18:00		
上 砂 川 支 店	〒073-0200 空知郡上砂川町字上砂川町19番地15	(0125)62-2211	8:45~18:00		
新 十 津 川 支 店	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央18番地14	(0125)76-2111	8:45~18:00		
浦 臼 支 店※	〒061-0600 樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223	(0125)68-2011	8:45~18:00		
岩 見 沢 支 店	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1番地	(0126)23-2211	8:45~18:00		
野 幌 支 店	〒069-0813 江別市野幌町79番地3	(011)385-4111	8:45~18:00		
札 幌 支 店	〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1	(011)271-4211	8:45~18:00		
ふ じ の 支 店	〒061-2282 札幌市南区藤野2条8丁目20番3号	(011)591-5111	8:45~18:00		
厚 別 西 支 店	〒004-0063 札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号	(011)892-3111	8:45~18:00	9:00~17:00	
篠 路 支 店	〒002-8022 札幌市北区篠路2条4丁目6番11号	(011)771-1411	8:45~18:00		
白 石 支 店	〒003-0027 札幌市白石区本通4丁目北1番1号	(011)863-3711	8:45~18:00		
新 琴 似 支 店	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号	(011)764-7711	8:45~18:00		
手 稲 前 田 支 店	〒006-0815 札幌市手稲区前田5条11丁目5番1号	(011)685-1111	8:45~18:00		
栄 町 支 店	〒007-0843 札幌市東区北43条東15丁目3番30号	(011)753-8811	8:45~18:00		
千 歳 支 店	〒066-0062 千歳市千代田町3丁目8番地	(0123)26-3111	8:45~18:00		
石 狩 支 店	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目3番地1	(0133)64-3911	8:45~18:00		
浜 益 支 店※	〒061-3101 石狩市浜益区浜益2番地3	(0133)79-3211	9:00~17:00		

※ほくもんふれあい相談プラザは、ローンや相続等に関するご相談をお受けする専門のプラザです。

※二の坂支店、浦臼支店、浜益支店は、12:00~13:00が昼休み(窓口閉鎖)となっております。

●店外ATMコーナー (2019年11月1日現在)

店 名	所 在 地	ATM取扱時間		
		平 日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
滝 川 市 役 所	滝川市役所庁舎1階	9:00~17:00		
滝 川 市 立 病 院	滝川市立病院1階外来ホール	9:00~17:00		
滝川駅前出張所	滝川市栄町2丁目7番17号	9:00~17:00		
新十津川町役場	新十津川町役場庁舎1階	9:00~17:00		
信金中央金庫ビル	信金中央金庫ビル1階	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
札 幌 駅 バ セ オ	JR札幌駅北口バセオ内	10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00
地 下 鉄 大 通 駅	地下鉄大通駅内	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
JRタワー札幌ステラプレイス	JRタワー札幌ステラプレイス地下1階	8:00~21:00	9:00~18:00	9:00~18:00

●「ギャラリーふれあい」・「ふれあい相談プラザ」のご案内

ご利用なさいませんか?
ギャラリー「ふれあい」

地域の芸術文化の発展を願い、地域の皆さまに広く開放する作品展示の場としてギャラリー「ふれあい」を開設いたしました。

絵画・書道・写真・華道・陶芸・彫刻・手芸等の創作活動に励む方々や文化サークルなどの作品発表にご活用ください。

- 会場使用料は無料です。
- 開館時間は午前10時から午後5時までの時間帯です。
- 展示スペース、貸出設備等の詳細はご相談ください。

受付
 本店1階「ふれあい相談プラザ」
 ☎ 0120-954-611

ほくもんふれあい相談プラザ

土曜日 日曜日 ローンや相続等のご相談承ります!

夕方や土・日も営業しておりますので、お仕事帰りやお休みの時にお気軽にお立ち寄り下さい。お電話での相談もお待ちしております。

専門相談窓口でお待ちしております!

営業時間/10:00~18:00 [休業日] 火曜・水曜・祝日